

第VI部

法令等の確認編

06

13章 法令等を確認しよう

「法令は堅苦しい」？ いいえ、
実践の裏づけや説明の際の根拠資料等、使い方次第で、『お助け資料』にも、『身近なもの』にもなり得ます。
これを機会に、法令にも目を通し、仲良くなってみてはどうでしょうか。

第6部では、特別支援教育を推進していく上で、キーワードとなる語句をピックアップして掲載しました。



実践の裏づけ・説明の際の根拠資料等 法令等を「身近なもの」にしてみませんか？

キーワード	関係法令等	どのように出ているの？
特別支援教育 特別支援教育コーディネーター 校内委員会 校長(園長)のリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方(最終報告)」 平成 17 年 4 月「発達障害のある児童生徒等への支援について(通知)」 平成 18 年「学校教育法の一部改正」 平成 19 年 4 月施行 平成 19 年 4 月「特別支援教育の推進について(通知)」 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊教育から特別支援教育へ転換(平成 19 年 4 月)
個別の指導計画 個別の教育支援計画 サポートファイル	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 3 月公示「学習指導要領」 	<ul style="list-style-type: none"> 幼小中において、作成努力義務となった。 交流及び共同学習の機会を設けることが規定された。(平成 16 年障害者基本法の一部改正 相互理解の促進)
就学指導 就学相談 就学事務手続き	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 9 月「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」 平成 25 年 10 月「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」 平成 25 年 10 月「教育支援資料」 	<ul style="list-style-type: none"> 就学先決定の基本的な考え方 早期からの一貫した支援 個別の教育支援計画等の作成と引き継ぎ
就学時健康診断	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年「学校保健安全法」 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会が行うこと 時期や検査項目
療育手帳 精神保健福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者福祉法 精神保健福祉法 県交付基準 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県別に交付基準が示されている。
発達障害	<ul style="list-style-type: none"> 平成 11 年「文部省の調査研究協力者会議の報告による定義」 平成 17 年 4 月「発達障害者支援法」施行 平成 23 年 8 月「障害者基本法」の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害は、何らかの脳機能障害があって、通常低年齢で発症する。 発達障害が明確に支援の対象になった。 早期発見(発達障害者支援法第 5 条) 早期支援(発達障害者支援法第 6 条)
障害者の権利 基礎的環境整備 合理的配慮 インクルーシブ教育システム	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 7 月「障害者基本法の一部改正」 平成 24 年 7 月「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)概要」 平成 26 年 1 月「障害者の権利に関する条約」 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備。